

# 地方分権推進委員会第2次勧告

## - 分権型社会の創造 - ( 抜粋 )

### ( 社会福祉関係事項のみ整理 )

平成9年7月8日  
地方分権推進委員会

#### ( 1 ) 機関委任事務廃止後の事務区分 ( 法定受託事務 又は自治事務 )

- 今回、整理ができず、継続審議となった事項
- ・ 社会福祉施設の認可、社会福祉法人の認可
  - ・ 国保 ( 国保連の認可、市町村国保に対する監督 )
  - ・ 健保法、厚年法等地方事務官関係

#### ( 2 ) 必置規制

##### 通達による必置規制

- ・ 通達による必置規制は、「技術的助言」として、標準を示すものとする。

##### 福祉事務所

- ・ 定数規制 ( 郡部福祉事務所については、被保護世帯65について一人の現業職員を配置。ただし、6人が最低。市部福祉事務所については、被保護世帯80について一人の現業職員を配置。ただし、3人が最低。 )
- 今後の福祉事務所の業務内容の変化などに弾力的に対応できるよう、基準の定め方及びその内容の妥当性について再検討のうえ、標準化も含め必要な見直しを実施。

##### 保健所

- ・ 次の事項を明らかにし、弾力的な設置形態が可能である趣旨を明確化。
  - a. 福祉事務所等他の行政機関との統合が可能であり、その統合組織の一部を地域保

健法の保健所とする条例の制定が可能であること。

- b. 統合組織の保健・衛生部門を保健所とする場合、その部門に保健所の名称を表示することを通例とするが、義務づけるものではないこと。

##### 職員

- ・ 身体障害者福祉司等については、職員配置の弾力性を高めるため、職務上の名称を廃止。

##### 審議会

- ・ 政策立案に関わる審議会については、名称、組織等の規制を弾力化。

#### ( 3 ) 補助金

補助金の廃止、一般財源化等については、次のとおり。

##### 国庫補助負担金の廃止

- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金 ( 軽費老人ホームB型、地域福祉センター )
- ・ 社会福祉施設等設備整備費補助金 ( 軽費老人ホームB型、地域福祉センター )

##### 国庫補助負担金の一般財源化

###### ア) 人材費補助に係るもの

- ・ 医療関係者養成確保対策費等補助金 ( 都道府県ナースセンター、院内保育所 ( 地方公共団体分 ) )
- ・ 社会福祉事業助成費補助金 ( 都道府県福祉人材センター )

- ・身体障害者福祉費補助金（身体障害者相談員設置費）
- ・児童保護費等補助金（精神薄弱児相談員設置費）

イ) その他のもの

- ・生活保護費補助金（生活保護適正化運営対策等事業費）
- ・精神保健対策費等補助金（精神障害者社会復帰促進費等補助金（精神保健福祉センター運営費補助金））
- ・保健事業費等補助金（保健事業費補助金）
- ・保健事業費等補助金（保健事業費補助金（医療受給者健康指導事業費補助金））
- ・保健事業費等補助金（保健事業費補助金（地域健康づくり推進対策費補助金））
- ・医療施設運営費等補助金（救急医療施設運営費等補助金）
- ・国民健康保険助成費療養給付費等負担金（事務費負担金）

国庫負担金と国庫補助負担金の区分の変更

- ・災害弔慰金 国庫補助金－国庫負担金

国庫補助負担金の運用の弾力化

- ・社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金

補助条件の適正化・緩和

- ・生活保護指導監査委託費

- ・在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金（心身障害児通園事業）
- ・居宅生活支援事業費補助金（ホームヘルプサービス事業）
- ・居宅生活支援事業費補助金（在宅介護支援センター運営事業）
- ・時間延長型保育サービス事業費等補助金（時間延長型保育サービス事業）
- ・特別保育事業費等補助金（乳児保育事業）
- ・社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金
- ・老人医療給付費負担金（老人医療費適正化推進事業費）
- ・医療関係者養成確保対策費等補助金（看護学生修学資金貸与事業）
- ・国民健康保険指導監査委託費

事務手続の簡素化等

- ・身体障害者保護費負担金
- ・居宅生活支援事業費補助金（ホームヘルプサービス事業）
- ・時間延長型保育サービス事業費等補助金（時間延長型保育サービス事業）
- ・在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金
- ・母子寡婦福祉貸付金
- ・医療関係者養成確保対策費等補助金（看護学生修学資金貸与事業）